

令和8年度 鎌ヶ谷市中小企業融資制度のご案内

この制度は、市内中小企業の振興を目的として、千葉県信用保証協会と金融機関の協力を得て行う低利の融資制度です。
用途に応じて様々な資金メニューがあり、市から利子補給を受けられますので、是非、ご利用ください。

鎌ヶ谷市商工観光課

令和8年4月

申込みについて

◆申込先

P 6 に記載の取扱金融機関

◆注意事項

- (1) 提出書類は、P 8 の別表を参照の上、全て揃えてお申込みください。
- (2) 取下げとなりました書類は、**ご要望**があれば返却可能です。

◆その他

- (1) 制度の詳細については、鎌ヶ谷市役所商工観光課へお問合せください。

担当部署：商工観光課 所在地：〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1 電話番号：047-445-1240（直通） 開庁時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く 8：30～12：00、13：00～17：00）

- (2) パンフレットの内容や申込書類等については、以下のURL又は二次元バーコードから、市ホームページへ掲載しています。

URL <https://www.city.kamagaya.chiba.jp/jigyosha/syoukoushinkou/shoukou.html>



信用保証協会について

信用保証協会は、中小企業の皆様が事業資金を金融機関から借り入れる際にその借入債務を保証することにより、中小企業者に対する事業資金の調達を円滑にすることを目的に設立された公的機関です。

なお、保証の対象となる資金は事業の経営に必要な運転資金と設備資金です（生活資金、個人の住宅建築資金など事業資金以外のものはお取り扱いできません。）。

千葉県信用保証協会松戸支店

〒271-0091 松戸市本町7-10 ちばぎんビル4階

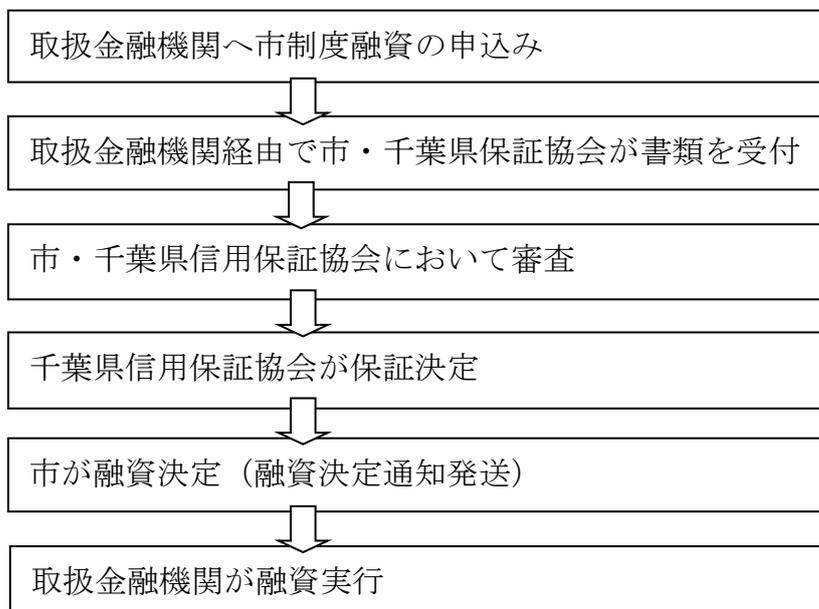
電話番号 047-365-6010

1 主な要件

- ① 中小企業又は小規模企業者であること。
- ② 市内に事業所を有し、かつ、市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいること(独立開業育成資金・創業支援資金・身体障がい者事業者経営資金は除く)。
- ③ 農林漁業・風俗営業飲食業・金融保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を除く)・土地売買業(投機目的のみ)・娯楽業・その他信用保証協会で定める業種でないこと。
- ④ 運転資金の融資を受けようとする法人にあっては、市内に本社(本店)を有し、かつ、法人登記していること。
※他市に本社(本店)があり、市内に事業所等がある場合は、その事業所等に係る設備資金のみが対象となります。
- ⑤ 市税を滞納していないこと。
- ⑥ 許認可を必要とする業種は、許認可を受けていること。
- ⑦ 運転資金の利用にあたっては、返済資金、納税資金及び赤字補填資金に該当しないこと。

※その他資金メニュー別の要件については、4～5ページの「3 資金の種類」でご確認ください。

2 融資の申込みから実行までの流れ



3 資金の種類

資金名	融資対象	融資限度額 (1件あたり) ※1 ※2
事業振興資金	事業の経営上必要とする運転資金及び設備資金。	運転:1,250万円以内 設備:所要資金の90%以内で2,000万円以内
経営安定化特別資金	原材料需給の著しい減少又は親会社若しくは取引先の倒産により、経営努力だけでは解決困難な経営不振に陥った場合の事業の安定化を図るために要する資金。	運転:1,250万円以内
小売商業設備近代化資金	大型店に入店するために必要な入店保証金・敷金・内装設備資金及び地域商業環境の著しい変化に対処するための店舗移転・増設改設等設備の近代化に要する資金。	設備:所要資金の90%以内で2,000万円以内
公害防除資金	公害防止施設の設置及び附属する設備に要する資金及び公害防止のための工場移転資金。	設備:所要資金の90%以内で2,000万円以内
大型店対策資金	小売業者が大規模小売店舗等の進出に対処し経営を安定化させるために要する運転資金及び設備資金。	運転:1,250万円以内 設備:所要資金の90%以内で2,000万円以内
独立開業育成資金	中小企業の従業員が独立開業するため、又は独立開業後1年未満に要する運転資金及び設備資金。 ①25才以上で市内に1年以上居住していること。 ②同一事業所に3年以上継続して勤務し、開業する業種が開業直前に勤務している業種であること。 ③市内に事業所を設置すること。	運転:500万円以内 設備:所要資金の90%以内で1,000万円以内
身体障がい者事業経営資金	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に定める身体障がい者で事業を開業しようとする者、又は開業している者が要する運転資金及び設備資金。 ①23才以上で同一事業所に5年以上継続して勤務し開業しようとする業種が現に勤務している業種であること、又は市長が認めた技能習得訓練機関を修了した者で2年以上の経験を有し開業しようとする業種が修得技術に係る事業であること。 ②市内に事業所を設置すること。	運転:1,250万円以内 設備:所要資金の90%以内で2,000万円以内
創業支援資金	新たに事業を開始するために要し、又は開業後1年未満の者の育成に係る運転資金及び設備資金。 ①市内に1年以上居住していること。 ②産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第31項第1号、第3号及び第5号に規定する創業者並びに同項第2号、第4号及び第6号に規定する創業者のうち創業後1年未満の者であること。 ③市内に事業所を設置し、事業を始めること。	運転:1,250万円以内 設備:所要資金の90%以内で2,000万円以内
特別小口事業資金	小規模事業者に対し、事業の円滑化を図るため、常時無担保、無保証人にて融資する運転資金及び設備資金。 ①市民税の所得割(法人にあっては法人税割)を賦課されていること。 ②申請時に保証協会の一般融資を利用していないこと。	運転:1,250万円以内 設備:所要資金の90%以内で1,250万円以内

※1 1事業所当たりの総融資限度額は3,000万円以内です。

※2 設備資金は、市内に設置するものに限りません。また、3.5又は7ナンバーの車両は、事業用ナンバーを取得する場合を除き、対象となりません。

融資期間	貸付利率 ※3	保証料率	返済方法 ※4	連帯 保証人	利子 補給率	備考	資金名	
運転：5年以内 設備：10年以内 とし減価償却 年数以内とする		〈千葉県 信用保証 協会が定 める保証 料率） 原則 年0.45% ～1.90% 中小企業 者の経営 状況等に 応じて、 保証協会 により決 定されま す。	割賦返済 （据置は必要 に応じて 6ヶ月以内）	千葉県信用保証協会に準ずる	1.5%	鎌ヶ谷市商工会に加入している者は、 左記利子補給率に0・5%を加算した率を利子補給率とする。	事業振興 資金	
運転：5年以内					2.0%		経営安定化 特別資金	
設備：10年以内と し減価償却年数 以内とする							小売商業 設備近代化 資金	
設備：10年以内と し減価償却年数 以内とする							公害防除 資金	
運転：5年以内 設備：10年以内と し減価償却年数 以内とする			1年以内 年2.60%		割賦返済 （据置は必要 に応じて 6ヶ月以内）		2.5%	大型店対策 資金
運転：5年以内 設備：7年以内と し減価償却年数 以内とする			1年超 3年以内 年2.70%		割賦返済 （据置は必要 に応じて 6ヶ月以内）		1.5%	独立開業 育成資金
運転：5年以内 設備：10年以内と し減価償却年数 以内とする			3年超 5年以内 年2.80%		割賦返済 （据置は必要 に応じて 12ヶ月以内）		2.5%	身体障がい 者事業経営 資金
			5年超 10年以内 年3.00%					
運転：5年以内 設備：7年以内と し減価償却年数 以内とする					割賦返済 （据置は必要 に応じて 6ヶ月以内）			創業支援 資金
運転：5年以内 設備：10年以内と し減価償却年数 以内とする							1.5%	特別小口 事業資金

※3 鎌ヶ谷市中小企業資金融資条例施行規則第6条の規定による融資決定日が基準日となります。

※4 割賦返済で据置期間を設けても融資期間内の返済になります。

4 利子補給

本制度は、市の利子補給の対象となります。利子補給金は、毎年4月から翌年3月までに支払った利息分に対し、翌年7月頃、市から融資金融機関経由で交付します。

※各資金の補給率は5ページを参照してください。

※補給額が500円以上の場合に交付となります。

※補給額に100円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

例

事業振興資金の運転資金1,000万円を融資期間5年で利用した場合
初年度1年間での支払利息目安額 約255,000円

【商工会未加入の場合（概算）】

$$255,000\text{円} \times 1.5\% \div 2.8\% \Rightarrow 136,600\text{円}$$

(支払利息) (補給率) (融資利率) (利子補給額)

【商工会加入の場合（概算）】

$$255,000\text{円} \times 2.0\% \div 2.8\% \Rightarrow 182,100\text{円}$$

(支払利息) (補給率) (融資利率) (利子補給額)

5 取扱金融機関（令和8年4月1日現在）

金融機関名	支店名	電話番号
千葉銀行	鎌ヶ谷支店	047-444-2111
	白井支店	047-444-8111
	二和向台支店	047-449-1111
	船橋支店	047-422-4161
	松飛台支店	047-386-7111
京葉銀行	鎌ヶ谷支店	047-443-3411
	新鎌ヶ谷支店	047-441-0100
	白井支店	047-492-1881
千葉興業銀行	鎌ヶ谷支店	047-443-6911
東京東信用金庫	鎌ヶ谷支店	047-444-2411
東京ベイ信用金庫	大野支店	047-338-1111
	六実支店	047-338-2261

鎌ヶ谷市商工会のご案内

地元で事業を営んでいる経営者のみなさま
商工会に加入しませんか！

商工会とは

商工会は豊かな地域づくりや中小企業の発展のために、さまざまな活動を行っています。商工会は、商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資する事を目的として、法律に基づき設立された商工業者の組織です。運営は会員の意志によって行われ、地域内の中小企業が一体となって総合的な活動を行っており、鎌ヶ谷市の商工業者を代表する地域総合経済団体です。

■会員になるための資格要件

鎌ヶ谷市内において、営業所・事務所・工場・事業場を有する商工業者

■加入金 1事業所 5,000円

■会費 月額 1,500円/1口 ※最低1口から

入会すると各種融資制度（無担保・無保証人・低利のマル経融資や、県制度融資の即決保証等）をご利用いただけます（入会後の期間や商工会からの推薦等要件あり）。

その他、無料での個人事業主対象の税務相談（確定申告相談会・源泉税の納付相談会）の実施や福利厚生、共済制度等におけるメリットもございます。

お問い合わせ先

鎌ヶ谷市商工会

〒273-0123 鎌ヶ谷市南初富 6-5-60

TEL：047-443-5565

FAX：047-442-1493

◇別表（提出書類一覧）

■ 証明書類は、交付後3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

■ (写)と書かれているもの以外は、原本を提出してください。

■ 見積書は、申込者の宛名で有効期限内かつ発行者の印のあるものを添付してください。

※No.4～6、24～26は、同一年度中の利用（原本提出）があり、かつ変更がない場合に限り、写しで構いません。

No.	名称	注意事項
1	鎌ヶ谷市中小企業資金融資申請書	
2	信用保証委託申込書類一式（写）	
3	市納税証明書（最新年度・左記の前年度分）	市に納めるべき税金全てにかかる納税証明書 （法人市民税又は市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）
4	固定資産評価証明書	固定資産評価通知書でも代用可
5	印鑑証明書	
6	①住民票又は②履歴事項全部証明書	個人の場合は①・法人の場合は②
7	申告書・決算書（2期分）（写）	
8	残高試算表（写）	決算後6カ月経過した場合
9	受注明細表（写）	工事見合資金の場合
10	許認可登録書（写）	許認可を必要とする業種の場合
11	見積書（写）	設備資金の場合
12	建築確認通知書（写）	新築及び10㎡以上の増築の場合
13	改造承認書・賃貸借契約書（写）	賃貸借物件にかかる場合
14	宣誓書（写）	不動産業・軽微な建設工事業の場合
15	担保物件明細書・担保物件不動産登記事項証明書	必要に応じて
16	設備資金検討表（写）	設備資金の場合
17	創業・再挑戦計画書（写）	独立開業育成資金・創業支援資金の場合
18	事業主証明書	独立開業育成資金の場合
19	鎌ヶ谷市商工会加入状況確認届	鎌ヶ谷市商工会に加入の場合
20	調査意見書	取扱金融機関にて記載
21	設備設置等完了届	設備設置等完了時 添付資料：支払証明書類、設備の写真、 車検証の写し（自動車購入時）及び不動産登記事項証明書の写し（土地建物購入等時）
22	その他信用保証協会又は市長が必要と認める書類	必要に応じて（NPO法人の場合等）

＜連帯保証人を有する場合の提出書類＞

No.	名称	注意事項
23	市税納税証明書（最新年度・左記の前年度分）	市に納めるべき税金全てにかかる納税証明書 （市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）
24	固定資産評価証明書	固定資産評価通知書でも代用可
25	印鑑証明書	
26	住民票	